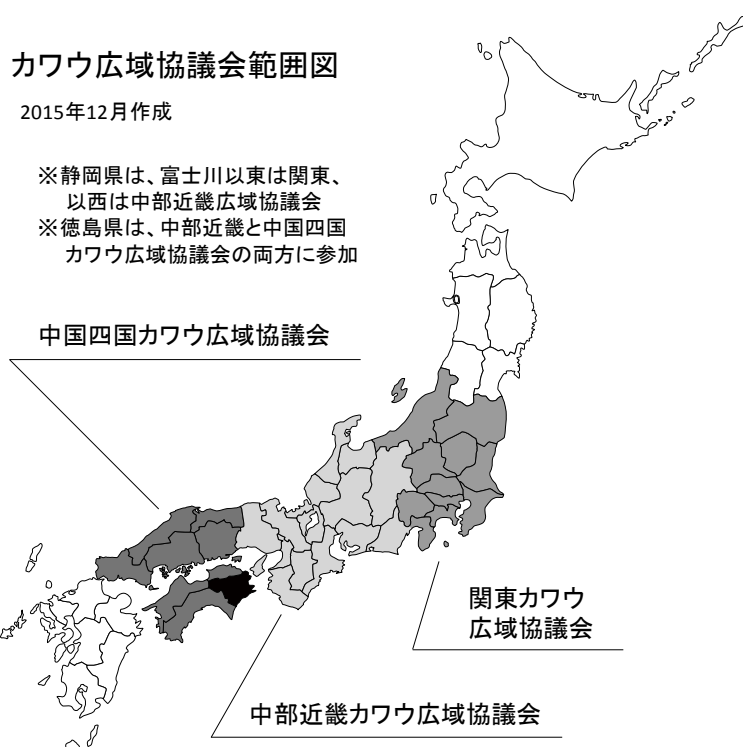


広域における情報共有、特定計画等の策定・作成状況（平成 28 年度）

カワウの管理を推進するためには、広域での情報共有にもとづく広い視点を持ちつつ、現場の状況に応じた科学的・計画的な管理を行なう必要がある。広域協議会は関東、中部近畿、中国四国に設立しており、それぞれの協議会で広域保護管理指針が定められている。東北地域と九州地域では勉強会・連絡会を開催している。特定計画が策定されている県は、福島県、群馬県、滋賀県、山口県の 4 県であり、任意計画や対策の指針を文書として作成している県は、2016 年 3 月時点で 13 県である。

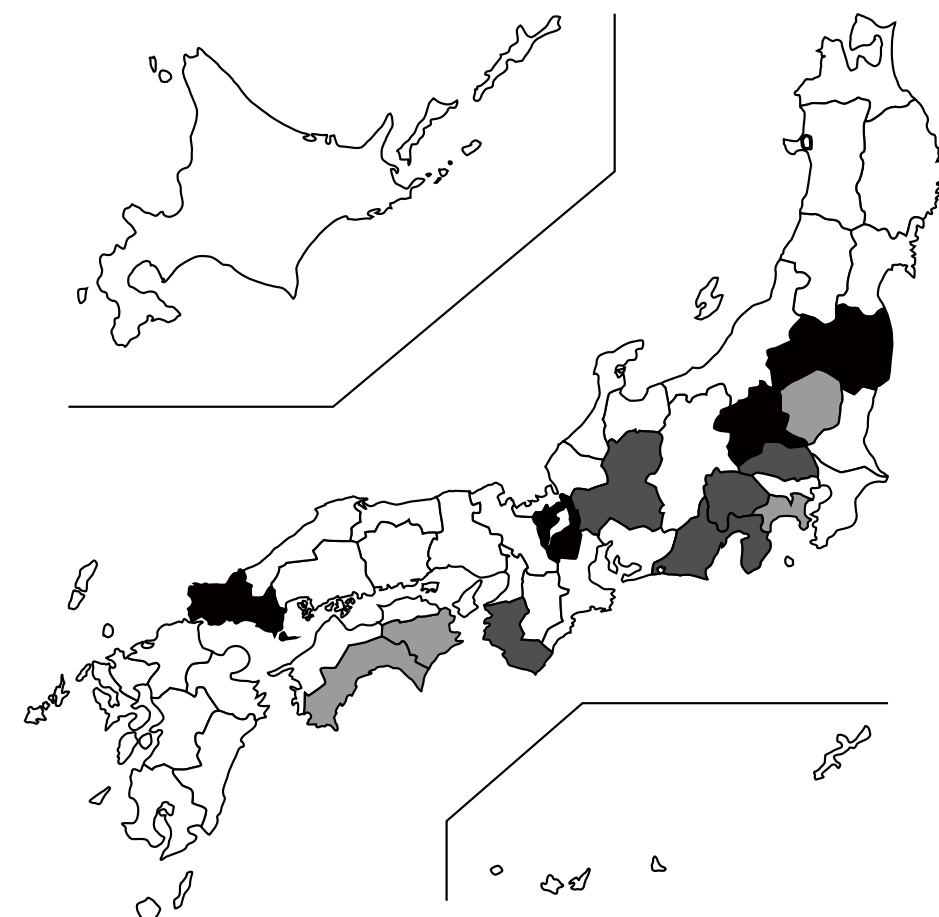
■広域における情報共有 広域協議会と勉強会・連絡会

- ・関東や中部近畿など設立の早かった広域協議会では、カワウの生息状況などのモニタリングがしっかり行われており、予算の確保が難しくなった場合も、調査を再開する県があり、広域協議会の存在が、モニタリングの維持に機能している。情報共有としては、重要な役割を果たしている。
- ・対策面では、広域協議会の範囲は広すぎて上手く機能しているとは言えないが、中国四国カワウ広域協議会では、この課題をクリアしていくために、隣接県の連携の形を模索しており、今年度は、鳥取県と島根県の間位置する中海を中心に現地視察などが行われている。
- ・東北では、漁業者などが勉強会等でカワウの管理のあり方について、行政担当者などと共に議論することで、管理の方向性が見えてきているが、カワウの生息状況などのモニタリングは、まだ十分な体制が作れておらず、正確な個体数やその季節変化などは捉えることができていない。
- ・九州では、瀬戸内海に面した大分県でモニタリングや各種の対策が進んでいるが、その他の県では、モニタリングの実施自体にも苦勞しており、県間でカワウの問題に対する意識の差が大きい。
- ・東北、九州の勉強会・連絡会は 3 ヶ年事業の最終年であり、東北では次年度以降広域協議会設置に向け準備を進める。九州では担当者名簿の作成を行う予定。
- ・広域協議会間の情報共有のあり方が今後の検討課題であり、各広域協議会に提起し調整を図る必要がある。



■特定計画等の策定・作成状況

法定計画である第二種特定鳥獣管理計画を策定しているのは、福島県、群馬県、滋賀県、山口県の4県である。法定計画ではないが、被害対策の計画が埼玉県、山梨県、岐阜県、静岡県、和歌山県の5県で策定されている。計画という形になっているもの以外で、実施する対策や管理について関係者が共有できるように文書化したものを含めると、2016年3月時点でこの他に4県で作成されており、これらを合わせると全部で13県になる。



- 特定計画あり
- その他の計画あり
- 対策の実施内容について記載した関係者間で共有する文書あり